

はえ縄漁具の被害防止等(お願い)

1 はえ縄漁場で遊漁する際の留意事項

漁船が自船に近づいてきた時、錨等が漁具(幹縄)に絡まった時には、**早めに錨を上げ、移動**していただくようお願いいたします。

近年、府海域(主に経ヶ岬以東)では、「はえ縄」の漁具(幹縄)に、プレジャーボート等の錨やロープが絡まり、漁具が切断される被害が継続発生、また漁船とプレジャーボート等が衝突しそうになる事案も発生しています。

★漁船が自船に近づいてきた時(速度約1~4ノット)

漁船は、幹縄をはえているか、巻き上げの作業を行っています。
漁船が接近してくるような場合には、自船の錨やロープが幹縄の上に乗っている可能性が高く、衝突を避けるためにも、自船の早めの移動をお願いします。

【漁業者は、周辺に十分注意しながら操業していますが、作業時には、プレジャーボート等の発見が遅れる場合があります】

★錨等が漁具(幹縄)に絡まった時

錨が幹縄の上に乗ると、縄糸が錨によって擦れて切れてしまい使用できなくなります。錨のロープの方が切れる場合もあります。
錨やロープが幹縄に絡まったと思われる時には、漁船が近づく前に錨を上げて移動するようにしてください。

【漁具は、漁業者が大切にしていますので、勝手に切断しないようお願いします】

2 はえ縄漁業の特徴

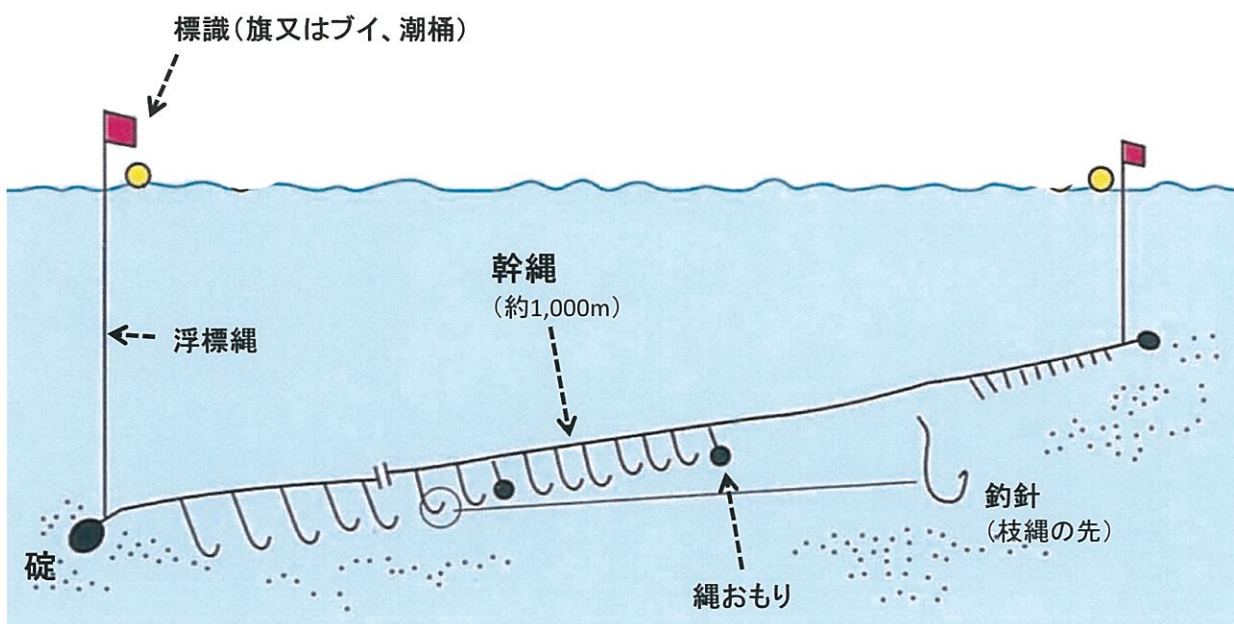
■はえ縄の設置方向

宮津伊根地区漁業者は「東西」方向へ、蒲入地区漁業者は「北東」方向へ、舞鶴地区漁業者は「南北」方向を基本として設置します。

■はえ縄の規模等

漁具(幹縄)の長さは、約1,000m/鉢(1セット)
漁業者は、これを複数使用(連結等)して操業します。
標識の内容、大きさは、漁業者により異なります。

「はえ縄」漁具の概要等



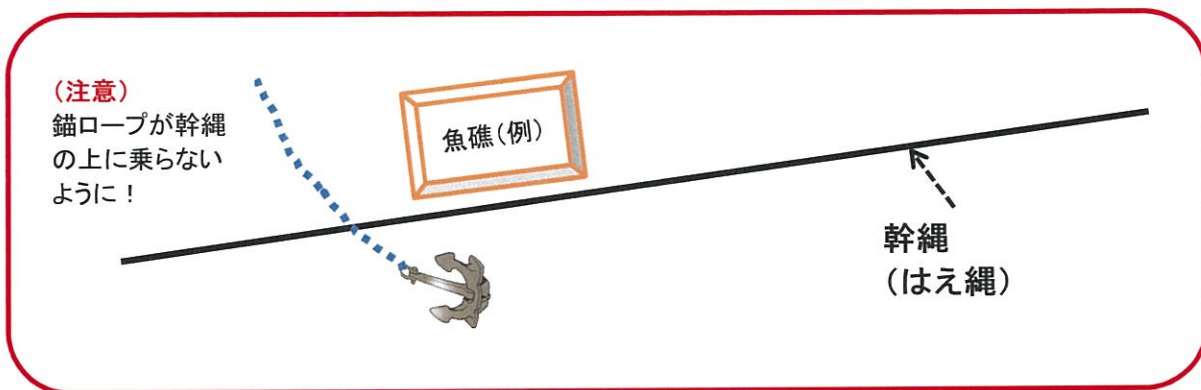
■ 漁具の開始部、連結部、最後部には、標識として「旗」や「俵型フロートブイ」、「潮桶」が設置されます。



縄をはえている所



標識として使用する「ブイ」(左)と「潮桶」(右)
【養老地区の例】



漁船が接近してきた時、錨が幹縄に絡まった時は、早めに錨を上げて移動するようお願いします。